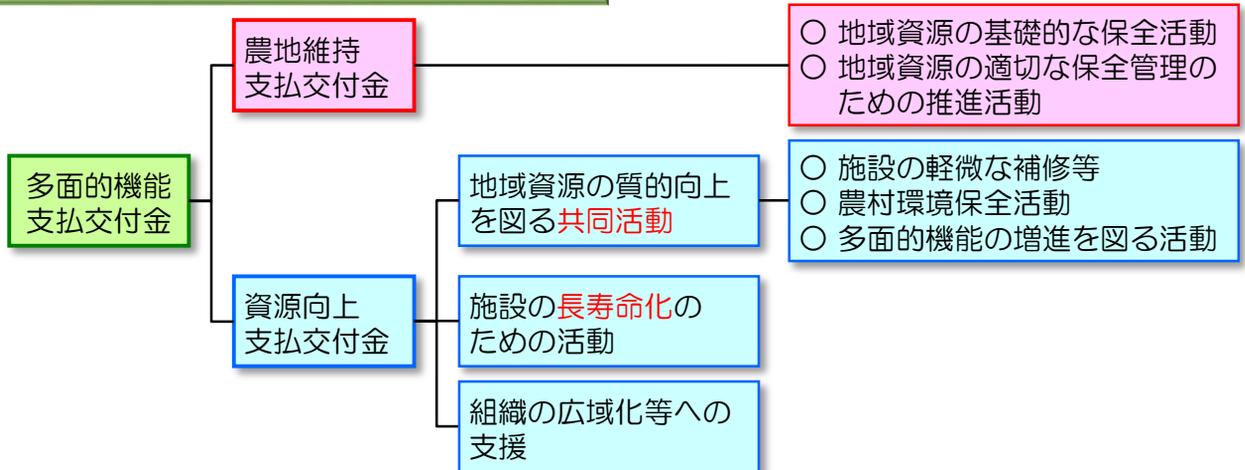


I 多面的機能支払交付金の概要

1. 交付金の構成

多面的機能支払交付金は、農地維持活動を実施するための交付金（農地維持支払交付金）と資源向上活動を実施するための交付金（資源向上支払交付金）で構成されます。

(1) 多面的機能支払交付金の構成



(2) 農地維持支払交付金

① 地域資源の基礎的な保全活動

活動計画書に位置付けた農用地、施設について、「点検・計画策定」「実践活動」を毎年度実施します。「研修」は、5年間に1回以上実施します。

| | | | | | |
|---------|---|---|------|--|---|
| 点検・計画策定 |  |  | 実践活動 |  |  |
| | 点検 | 年度活動計画の策定 | | 農地法面の草刈り | 水路の泥上げ |
| 研修 |  | | 実践活動 |  |  |
| | 組織運営に関する研修 (事務・組織運営) | | | ため池の草刈り | 農道の路面維持 |

具体的な活動内容は、P 1-8 参照

② 地域資源の適切な保全部理のための推進活動

地域での話し合いにより地域資源の保全部理の目標を定め、目標に即した取組を毎年度実施します。そして、活動期間中に、将来にわたる「地域資源保全部理構想」を策定します。

(3) 資源向上支払交付金（共同活動）

① 施設の軽微な補修等

活動計画に位置付けた農用地、水路、農道などについて、**機能診断と軽微な補修を毎年度実施**します。「機能診断・計画策定」「研修」「実践活動」があります。

| 機能診断 | 計画策定 | 研修 | 実践活動 | |
|---|---|---|--|---|
|  |  |  |  |  |
| 施設の機能診断 | 年度計画の策定 | 補修技術等の研修 | 水路のひび割れ補修 | 農道の窪みの補修 |

具体的な活動内容は、P1-9参照

② 農村環境保全活動

生態系保全、景観形成など、農村環境の保全を図るための活動について、**テーマを選択して、「計画策定」「啓発・普及」「実践活動」を毎年度実施**します。

| 計画策定 | 啓発・普及 | 実践活動 | | |
|--|--|--|---|--|
|  |  |  |  |  |
| 年度計画の策定 | 地域住民との交流活動や広報等 | 生態系保全のための魚道の適正管理 | 景観形成のための施設への植栽 | 水質保全のための水質調査・記録 |

具体的な活動内容は、P1-10参照

③ 多面的機能の増進を図る活動

農業・農村が持つ多面的機能の増進を図るために、地域の創意工夫に基づき、地域ぐるみの取組の質を高める活動で、**次の取組から選択し、毎年度実施**することにより、**交付単価が2割増**になります。

| | |
|---|--|
| <p>a) 遊休農地の有効活用 地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動</p> | <p>b) 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化 鳥獣被害防止のための対策施設の設置や鳥獣緩衝帯の整備・保管理、農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動</p> |
| <p>c) 地域住民による直営施工 農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動</p> | <p>d) 防災・減災力の強化 水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化、災害時における緊急体制の整備等、地域が一体となった防災・減災力の強化活動</p> |
| <p>e) 農村環境保全活動の幅広い展開 農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動</p> | <p>f) やすらぎ・福祉及び教育機能の活用 地域の医療・福祉施設等との連携を強化する活動や、地域内外の法人、専門家等と連携した、地域資源の有するやすらぎや教育の場としての機能増進を図る活動</p> |

g) 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化

農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動

h) 県、市町村が特に認める活動

a) ~ g) のほか、県が実施要綱に基づく基本方針において、対象活動とすることとした活動

i) 広報活動

多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画を促進するために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動

(4) 資源向上支払交付金（施設の長寿命化）**○ 施設の補修・更新等**

老朽化が進む農地周りの水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等を実施します。

補 修

老朽化した水路壁のコーティング



農道舗装の打換え

更 新 等

既設フリュームの更新



未舗装農道を舗装

具体的な活動内容は、P1-11 参照

(5) 組織の広域化等への支援**組織の広域化・体制強化に係る支援（平成31年度拡充）**

活動組織が広域化・体制強化を行う場合、広域化組織の面積規模別に交付額を分けるとともに、活動計画期間にわたる継続的な支援を行います。

なお、特定非営利法人化（NPO法人化）に取り組む場合は、都府県における200ha以上と同じ交付額になります。

広域活動組織の面積規模別の交付額

| 区 分 | 交 付 額 ※1. |
|--------------------|-----------|
| 3集落以上または50ha以上 ※2. | 4万円/年・組織 |
| 200ha以上 | 8万円/年・組織 |
| 1,000ha以上 | 16万円/年・組織 |

※1. H31.から新たに広域化を行う場合に適用。
H30.以前に広域化した場合には適用しない。
※2. P6-7の広域化要件を満たす必要があります。

2. 交付金の単価

市町村から毎年度交付される「農地維持支払交付金」及び「資源向上支払交付金」の単価は、次のとおりです。なお、交付単価は、**現況地目により判断**します。

農地維持支払交付金

| 地目 | 交付単価（円/10a） |
|----|-------------|
| 田 | 3,000 円 |
| 畑 | 2,000 円 |
| 草地 | 240 円 |

資源向上支払交付金（共同活動）

| 地目 | 交付単価（円/10a） | | | |
|----|--|--------------------------------------|--|--------------------------------------|
| | 5年未経過の組織（×1.00） | | 5年経過 又は資源向上（長寿命化）に 取り組む組織（×0.75） | |
| | 多面的機能の 増進を図る活動 に取り組まない （×5/6） | 多面的機能の 増進を図る活動 に取り組む （×6/6） | 多面的機能の 増進を図る活動 に取り組まない （×5/6） | 多面的機能の 増進を図る活動 に取り組む （×6/6） |
| 田 | 2,000 円 | 2,400 円 | 1,480 円 | 1,800 円 |
| 畑 | 1,200 円 | 1,440 円 | 880 円 | 1,080 円 |
| 草地 | 200 円 | 240 円 | 120 円 | 160 円 |

資源向上支払交付金（施設の長寿命化）

| 地目 | 交付単価（円/10a） | | |
|----|--------------------|--------------------|-------------|
| | 広域組織 ^{※1} | 活動組織 ^{※2} | |
| | | 直営施工に取り組む | 直営施工に取り組まない |
| 田 | 4,400円 | 4,400円 | 3,640円 |
| 畑 | 2,000円 | 2,000円 | 1,640円 |
| 草地 | 400円 | 400円 | 320円 |

※1 昭和25年2月1日時点の旧市区町村区域程度、又は農用地面積が200ha以上の組織。
地域振興立法の指定地域は緩和要件あり（P6-7を参照）

※2 活動組織の上限額は1集落あたり200万円。

加算措置

加算措置を受ける場合は、活動計画書に「4. 加算措置」の様式を添付して下さい。

(1) 農地維持支払の小規模集落支援（平成30年度拡充）

既存活動組織が小規模集落を取り込み、集落間で連携して保安全管理を行う場合、農地維持支払交付金に、新たに取り込んだ農用地面積に応じた加算がされます。

なお、1小規模集落当たりの加算上限額は20万円、活動組織当たりの合計加算上限額は40万円となります。

(2) 資源向上支払（共同）の多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援（令和元年度拡充）

組織が多面的機能の増進を図る活動の取組数を1個以上増加させる場合、資源向上支払交付金において単価が加算されます。新たに本活動に取り組む場合は、2つ以上の取組が必要です。

【加算対象となる例】

直近の活動計画
取組数0



新たな活動計画
取組数2以上

【加算対象とならない例】

直近の活動計画
取組数0



新たな活動計画
取組数1

直近の活動計画
取組数1



新たな活動計画
取組数2以上 等

直近の活動計画
取組数2



新たな活動計画
取組数2以下 等

(2) 資源向上支払（共同）の多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援
適用条件の確認

多面的機能の増進を図る活動の取組項目数

| 項目 | 本事業計画の取組 | 前年度又は変更前の取組 |
|------------------------|----------|-------------|
| 遊休農地の有効活用 | ○ | ○ |
| 農地周りの環境改善活動の強化 | | |
| 地域住民による直営施工 | | |
| 防災・減災力の強化 | | |
| 農村環境保全活動の幅広い展開 | ○ | |
| 医療・福祉との連携 | | |
| 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化 | | |
| 都道府県、市町村が特に認める活動 | | |

取組を継続中の組織のみ記入します。

新たな活動計画において、実施する増進活動の取組に○を記入してください。

(3) 資源向上支払（共同）の農村協働力の深化に向けた活動への支援（令和元年度拡充）

組織が下記の要件を満たした場合、資源向上支払交付金において単価が加算されます。

- ①多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受けること
- ②農業者以外の参画割合が4割以上であること
- ③構成員の総人数の8割（役員に女性が2名以上参画している場合は6割）以上が参加する実践活動を毎年実施すること ※ただし、複数の実践活動を複数の実施日で行うことが必要

構成員の総人数がわかる一覧表等の提出が必要です。

<女性役員が2名以上参画している組織において、加算される例>

| ケース | 判定 | 実践活動 | 参加割合 | 実施日 |
|-----|----|-------------------------|----------|--------------|
| 1 | ○ | 水路の泥上げ 植栽の景観形成活動 | 6割 6割 | 4/20 6/20 |
| 2 | × | 水路の泥上げ 農道の草刈り | 6割 6割 | 4/20 4/20 |
| 3 | ○ | 植栽等の景観形成活動 生物に生息状況把握 | 6割 6割 | 4/20 6/20 |
| 4 | × | 水路の泥上げ 水路の泥上げ | 6割 6割 | 4/20 6/20 |

複数の実施日ではないため×

複数の実施活動ではないため×

(4) 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進

水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動に対して加算措置が受けられます。

- ①活動組織において、資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で田んぼダムに取り込むこと
- ②広域活動組織においては集落毎に、資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で田んぼダムに取り組むこと
- ③市町村が県と協議の上、水田貯留機能計画を策定する

【加算単価】

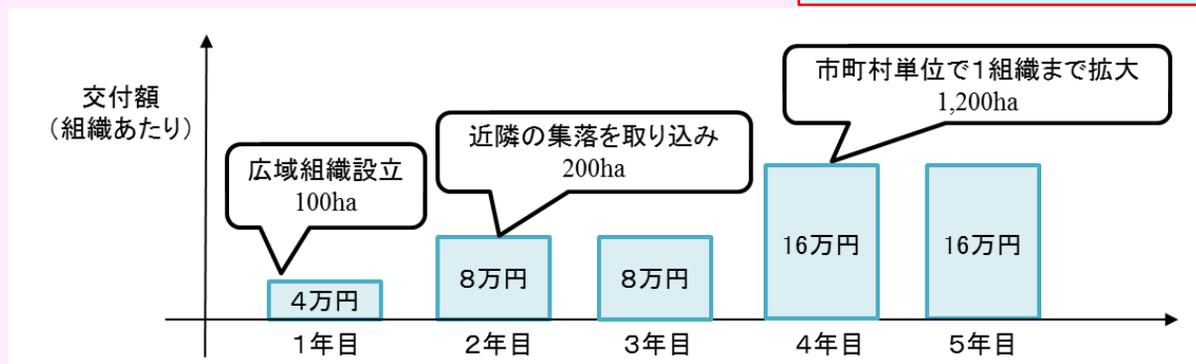
単位：円/10a

| 地目 | 農地維持支払 小規模集落加算 | 資源向上支払(共同) 多面的機能の更なる増 に向けた活動への加算 | 資源向上支払（共同） 農村協働力の進化に 向けた活動への加算 | 資源向上支払（共同） 水田の雨水貯留機能の 強化（田んぼダム）に 向けた活動への加算 |
|----|-------------------|--|--------------------------------------|---|
| 田 | 1000 | 400 | 400 | 400 |
| 畑 | 600 | 240 | 240 | — |
| 草地 | 80 | 40 | 40 | — |

※活動計画書の様式に従い交付額を記入してください。

【段階的に広域化する場合の適用例】

広域活動組織が面積規模を拡大することで支援額が増加します。



広域活動組織が面積規模を拡大した場合は該当する区分に変更して活動計画書の再申請を行ってください。

(4) 組織の広域化・体制強化に対する支援

| 区分 | 交付単価 | 該当するものに○ |
|---------------------------------|--------------|----------|
| 3集落以上 又は50ha以上200ha未満 | 40,000 円/組織 | ○ |
| 200ha以上1,000ha未満 又は特定非営利活動法人 | 80,000 円/組織 | |
| 1,000ha以上 | 160,000 円/組織 | |

※北海道にあっては、3集落以上又は1,500ha以上3,000ha未満のとき40,000円/組織、3,000ha以上15,000ha未満又は特定非営利活動法人のとき80,000円/組織、15,000ha以上のとき160,000円/組織に置き換える。

※特定非営利活動法人の加算措置を受ける場合は、特定非営利活動促進法第13条第2項の登記事項証明書の写しを提出してください。

3. 交付金の対象となる活動

多面的機能支払交付金の対象となる活動の具体的な内容は、国の実施要綱に基づき策定した「多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）」に示されています。

国の実施要綱

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号）別紙3の第2の3により、県は、市町村と協議の上、「多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）」を策定することになっています。

要綱基本方針

長野県でも、「多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）」を策定しており、その中で、農地維持活動と資源向上活動について、地域活動指針及び同指針に基づく要件を定めています。

⇒様式・マニュアル集

具体的な活動内容

農地維持活動と資源向上活動の活動項目及び取組は、次のとおりです。

なお、具体的な取組の説明は、「多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）」又は「活動の解説」を参考にしてください。

- | | |
|--------------------------|---------|
| （1）農地維持活動の活動項目及び取組 | ⇒P 1－8 |
| （2）資源向上活動（共同活動）の活動項目及び取組 | ⇒P 1－9 |
| | ⇒P 1－10 |
| （3）資源向上活動（長寿命化）の活動項目及び取組 | ⇒P 1－11 |

(1) 農地維持活動の活動項目及び取組

地域資源の基礎的な保全活動

| 活動項目 | | 取組 | 取組番号 | 取組の内容（平成30年度までの取組名） |
|------------|------|-------------------------------|--------|---|
| 点検・計画策定 | 点検 | 点検★ | 1 | 遊休農地等の発生状況の把握 施設の点検（水路、農道、ため池） |
| | 計画策定 | 年度活動計画の策定★ | 2 | 年度活動計画の策定 |
| 研修 | | 事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修★ | 3 | 活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修 |
| 実践活動 | 農用地 | 遊休農地発生防止のための保全管理★ | 4 | 遊休農地発生防止のための保全管理 |
| | | 畦畔・法面・防風林の草刈り★ | 5 | 畦畔・農用地法面等の草刈り 防風林の枝払い・下草の草刈り |
| | | 鳥獣害防護柵等の保守管理 | 6 | 鳥獣害防護柵の適正管理 防風ネットの適正管理 |
| | 水路 | 水路の草刈り★ | 7 | 水路の草刈り ポンプ場、調整施設等の草刈り |
| | | 水路の泥上げ★ | 8 | 水路の泥上げ ポンプ吸水槽等の泥上げ |
| | | 水路附帯施設の保守管理 | 9 | かんがい期前の注油 ゲート類等の保守管理 遮光施設の適正管理 |
| | | 安全施設の適正管理 | 100 | 県独自の取組 |
| | 農道 | 配水操作 | 101 | 県独自の取組 |
| | | 農道の草刈り★ | 10 | 路肩・法面の草刈り |
| | | 農道側溝の泥上げ | 11 | 側溝の泥上げ |
| | | 路面の維持 | 12 | 路面の維持 |
| | ため池 | ため池の草刈り★ | 13 | ため池の草刈り |
| | | ため池の泥上げ | 14 | ため池の泥上げ |
| | | ため池附帯施設の保守管理 | 15 | かんがい期前の施設の清掃・防塵 管理道路の管理 遮光施設の適正管理 ゲート類の保守管理 |
| | | 安全施設の適正管理 | 102 | 県独自の取組 |
| | | 配水操作 | 103 | 県独自の取組 |
| | | 定期的な見回り | 104 | 県独自の取組 |
| | 共通 | 異常気象時の対応 | 16 | 異常気象後の見回り（農用地、水路、農道、ため池） 異常気象後の応急措置（農用地、水路、農道、ため池） |
| 異常気象時の施設操作 | | 105 | 県独自の取組 | |
| 除排雪、融雪剤の散布 | | 106 | 県独自の取組 | |

地域資源の適切な保全管理のための推進活動

| 活動項目 | 取組 | 取組番号 | 取組の内容（平成30年度までの取組名） |
|-------|-------------------|------|---|
| 推進活動★ | 農業者の検討会の開催 | 17 | 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催 |
| | 農業者に対する意向調査、現地調査 | 18 | 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査 |
| | 不在村地主との連絡体制の整備等 | 19 | 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査 |
| | 集落外住民や地域住民との意見交換等 | 20 | 地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショップ・交流会の開催 |
| | 地域住民等に対する意向調査等 | 21 | 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査 |
| | 有識者等による研修会、検討会の開催 | 22 | 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催 |
| | その他 | 23 | - |

- 活動項目の★は、必ず実施します。
- 取組の下線青字は、点検結果や異常気象などにより、必要であれば実施します。（実施しない場合もあります。）
- 研修は、活動期間中（5年間）に1回以上実施します。

(2) 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）の活動項目及び取組

施設の軽微な補修等

| 活動項目 | | 取組 | 取組番号 | 取組の内容（平成30年度までの取組名） | | |
|---------------|------|-------------------|------|--|-----------|--------|
| 機能診断・ 計画策定 | 機能診断 | 農用地の機能診断★ | 24 | 施設の機能診断（農用地） 診断結果の記録管理（農用地） | | |
| | | 水路の機能診断★ | 25 | 施設の機能診断（水路） 診断結果の記録管理（水路） | | |
| | | 農道の機能診断★ | 26 | 施設の機能診断（農道） 診断結果の記録管理（農道） | | |
| | | ため池の機能診断★ | 27 | 施設の機能診断（ため池） 診断結果の記録管理（ため池） | | |
| | 計画策定 | 年度活動計画の策定★ | 28 | 年度活動計画の策定 | | |
| 研修 | | 機能診断・補修技術等に関する研修★ | 29 | 対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修 老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、更新等に関する研修 農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する 新たな施設の設置等に関する研修 | | |
| 実践活動 | 農用地 | 農用地の軽微な補修等 | 30 | 畦畔の再構築 | | |
| | | | | 農用地法面の初期補修 暗渠施設の清掃 農用地の除れき 鳥獣害防護柵の補修・設置 防風ネットの補修・設置 きめ細やかな雑草対策 | | |
| | 水路 | 水路の軽微な補修等 | 31 | 水路側壁のはらみ修正 目地詰め 表面劣化に対するコーティング等 不同沈下に対する早期対応 側壁の裏込材の充填、水路耕畔の補修 水路に付着した藻等の除去 水路法面の初期補修 破損施設の補修（水路） きめ細やかな雑草対策（水路） パイプラインの破損施設の補修 パイプ内の清掃 給水栓ボックス基礎部の補強 破損施設の補修（水路の附帯施設） 給水栓に対する凍結防止対策 空気弁等への腐食防止剤の塗布等 遮光施設の補修等 | | |
| | | | | 安全施設の補修等 | 107 | 県独自の取組 |
| | | | | 農道 | 農道の軽微な補修等 | 32 |
| | ため池 | ため池の軽微な補修等 | 33 | | | |
| 安全施設の補修等 | | | | 108 | 県独自の取組 | |

- 活動項目の★は、必ず実施します。
○ 研修は、活動期間中（5年間）に1回以上実施します。

(2) 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）の活動項目及び取組

農村環境保全活動

| | 活動項目 | 取組 | 取組番号 | 取組の内容（平成30年度までの取組名） |
|-------|-----------------|---------------------------|------|--|
| | テーマ | | | |
| 計画策定★ | 生態系保全 | 生物多様性保全計画の策定 | 34 | 生物多様性保全計画の策定 |
| | 水質保全 | 水質保全計画、農地保全計画の策定 | 35 | 水質保全計画の策定 農地の保全に係る計画の策定 |
| | 景観形成・生活環境保全 | 景観形成計画、生活環境保全計画の策定 | 36 | 景観形成、生活環境保全計画の策定 |
| | 水田貯留機能増進・地下水かん養 | 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定 | 37 | 水田貯留機能増進に係る地域計画の策定 地下水かん養に係る地域計画の策定 |
| | 資源循環 | 資源循環計画の策定 | 38 | 資源循環に係る地域計画の策定 |
| 実践活動★ | 生態系保全 | 生物の生息状況の把握 | 39 | 生物の生息状況の把握 |
| | | 外来種の駆除 | 40 | 外来種の駆除 |
| | | その他（生態系保全） | 41 | 生物多様性保全に配慮した施設の適正管理 水田を活用した生息環境の提供 生物の生活史を考慮した適正管理 放流・植栽を通じた在来生物の育成 希少種の監視 |
| | 水質保全 | 水質モニタリングの実施・記録管理 | 42 | 水質モニタリングの実施・記録管理 |
| | | 畑からの土砂流出対策 | 43 | 排水路沿いの林地帯等の適正管理 沈砂池の適正管理 土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理 |
| | | その他（水質保全） | 44 | 水質保全を考慮した施設の適正管理 水田からの排水（濁水）管理 循環かんがいの実施 非かんがい期における通水 管理作業の省力化による水資源の保全 |
| | | 植栽等の景観形成活動 | 45 | 景観形成のための施設への植栽等 農用地等を活用した景観形成活動 |
| | 景観形成・生活環境保全 | 施設等の定期的な巡回点検・清掃 | 46 | 施設等の定期的な巡回点検・清掃 |
| | | その他（景観形成・生活環境保全） | 47 | 農業用水の地域用水としての利用・管理 伝統的施設や農法の保全・実施 農用地からの風塵の防止活動 |
| | 水田貯留機能増進・地下水かん養 | 水田の貯留機能向上活動 | 48 | 水田の貯留機能向上活動 |
| | | 水田の地下水かん養機能向上活動、水源かん養林の保全 | 49 | 水田の地下水かん養機能向上活動 水源かん養林の保全 |
| | 資源循環 | 地域資源の活用・資源循環活動 | 50 | 地域資源の活用・資源循環のための活動 |
| | 啓発・普及★ | 啓発・普及活動 | 51 | 広報活動 啓発活動 地域住民等との交流活動 学校教育等との連携 行政機関等との連携 地域内の規制等の取り決め |

○ 選択したテーマに基づき、毎年度1つ以上の取組を実施します。

高度な保全活動

多面的機能の増進を図る活動

| 活動項目 | 取組 | 取組番号 | 取組の内容（平成30年度までの取組名） |
|------|---------------------------|------|------------------------|
| 増進活動 | 遊休農地の有効活用 | 52 | 遊休農地の有効活用 |
| | 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化 | 53 | 農地周りの共同活動の強化 |
| | 地域住民による直営施工 | 54 | 地域住民による直営施工 |
| | 防災・減災力の強化（災害時における応急体制の整備） | 55 | 防災・減災力の強化 |
| | 農村環境保全活動の幅広い展開 | 56 | 農村環境保全活動の幅広い展開※ |
| | やすらぎ・福祉及び教育機能の活用 | 57 | 医療・福祉との連携 |
| | 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化 | 58 | 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化 |
| | 県、市町村が特に認める活動 | 59 | 県、市町村が特に認める活動 |
| | 広報活動 | 60 | 広報活動※ |

※共同活動で取り組む農村環境保全活動に加えて、それと異なる農村環境保全活動を1テーマ以上実施 又は、次に示す「高度な保全活動」を実施
 ※増進を図る活動に取組む場合、H29年度以降、広報活動が必須になりました。ただし、農業地域類型区分の「中間・山間農業地域」、地域振興立法8法地域においては、必須ではありません。

| 区分 | | 取組 |
|---------|---------------|---|
| 農業用水の保全 | 循環かんがいによる水質保全 | 循環かんがい施設の保全等 |
| | 浄化水路による水質保全 | 水路への木炭等の設置 |
| | 地下水かん養 | 冬期湛水等のためのポンプ設置 |
| 農地の保全 | 持続的な水管理 | 末端ゲート・バルブの自動化等 給水栓・取水口の自動化等 |
| | 土壌流出防止 | グリーンベルト等の設置 防風林の設置 |
| 地域環境の保全 | 生物多様性の回復 | 水田魚道の設置 水路魚道の設置 生息環境向上施設の設置 生物の移動経路の確保 |
| | 水環境の回復 | 水環境回復のための節水かんがいの導入 |
| | 持続的な畦畔管理 | カバープランツ（地被植物）の設置 法面への小段（犬走り）の設置 |
| その他 | 専門家の指導 | 専門家による技術的指導の実施 |

(3) 資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）の活動項目及び取組

| 活動項目 | | 取組 | 取組番号 | 取組の内容（平成30年度までの取組名） |
|---------------|-------------------|-----------------|------------|----------------------------|
| 施設区分 | | | | |
| 実践活動 | 水路 | 水路の補修 | 61 | 水路の破損部分の補修 |
| | | | | 水路の老朽化部分の補修 |
| | | | | 水路側壁の嵩上げ |
| | | | | U字フリユーム等既設水路の再布設 |
| | | | | 集水柵、分水柵の補修 |
| | | | | ゲート、ポンプの補修 |
| | | | | 安全施設の補修 |
| | | 取水施設の補修 | 109 | 県独自の取組 |
| | | 除塵施設（スクリーン等）の補修 | 110 | 県独自の取組 |
| | | 水路法面の補修 | 111 | 県独自の取組 |
| | | 空気弁、バルブ制御施設等の補修 | 112 | 県独自の取組 |
| | | 水路の更新等 | 62 | 素掘り水路からコンクリート水路への更新 |
| | | | | 水路の更新 |
| | | | | ゲート、ポンプの更新 |
| | | 安全施設の設置 | | |
| | | 取水施設の更新 | 113 | 県独自の取組 |
| | | 除塵施設（スクリーン等）の更新 | 114 | 県独自の取組 |
| | 集水柵、分水柵の更新 | 115 | 県独自の取組 | |
| | 甲蓋の設置 | 116 | 県独自の取組 | |
| | 空気弁、バルブ制御施設等の更新 | 117 | 県独自の取組 | |
| | 農道 | 農道の補修 | 63 | 農道路肩、農道法面の補修 |
| | | | | 舗装の打換え（一部） |
| | | 農道の更新等 | 64 | 未舗装農道を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト） |
| | | | | 側溝蓋の設置 |
| | 土側溝をコンクリート側溝に更新 | | | |
| | ため池 | ため池の補修 | 65 | 洗掘箇所への補修 |
| | | | | 漏水箇所への補修 |
| | | | | 取水施設の補修 |
| 洪水吐の補修 | | | | |
| 安全施設の補修 | | | | |
| ため池の浚渫 | | 118 | 県独自の取組 | |
| ため池（附帯施設）の更新等 | | 66 | ゲート・バルブの更新 | |
| 安全施設の設置 | | | | |
| 農地に係る施設 | 波除護岸の更新 | 119 | 県独自の取組 | |
| | 洪水吐の更新 | 120 | 県独自の取組 | |
| | 暗渠排水・排水口の補修 | 121 | 県独自の取組 | |
| | 給排水施設の補修 | 122 | 県独自の取組 | |
| | 固定式散水施設（ヘッドまで）の補修 | 123 | 県独自の取組 | |
| | 鳥獣害防護柵の補修 | 124 | 県独自の取組 | |
| | 暗渠排水・排水口の更新 | 125 | 県独自の取組 | |
| | 給排水施設の更新 | 126 | 県独自の取組 | |
| | 固定式散水施設（ヘッドまで）の更新 | 127 | 県独自の取組 | |
| 鳥獣害防護柵の更新 | 128 | 県独自の取組 | | |

4. 活動の手順

多面的機能支払交付金を活用した取組は、次の手順で実施します。

(1) 組織の設立から事業計画の認定申請まで〔初年度のみ〕

① 組織の設立

必ず設立総会を開催し、活動組織を設立します。
規約、活動計画書、事業計画書の案を作成し、総会で構成員の合意を得ます。

- ・組織の設立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・⇒P2-1
- ・設立総会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・⇒P2-2
 - (1) 規約の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・⇒P2-6
 - (2) 活動計画書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・⇒P2-12
 - (3) 事業計画書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・⇒P2-30
 - (4) 長寿命化整備計画書の作成 (200万円以上/工事1件を超える場合)
 - ⇒P2-22
 - (参考) 施設の長寿命化計画の作成・・・・・・・・⇒P2-23

② 事業計画の認定申請

市町村長に事業計画の認定申請書を提出します。⇒P2-30
市町村長から事業計画の認定通知書が送付されます。

(2) 交付金の交付申請から実施状況の報告まで〔毎年度〕

③ 交付金の交付申請

年度末又は年度初め(3~4月)に通常総会を開催し、必要事項を議決した後、議決内容を構成員全員に周知します。⇒P3-1
活動に必要な交付金について、市町村長に交付申請します。⇒P3-8
市町村長から交付決定の通知があり、交付金が支払われます。

④ 活動の実施・記録

交付金を受け、活動計画書に定めた農用地、水路などの地域資源の基礎的な保全活動などを実施します。
実施した日々の活動については、作業の内容や金銭の収支などについて記録しておきます。⇒P3-10

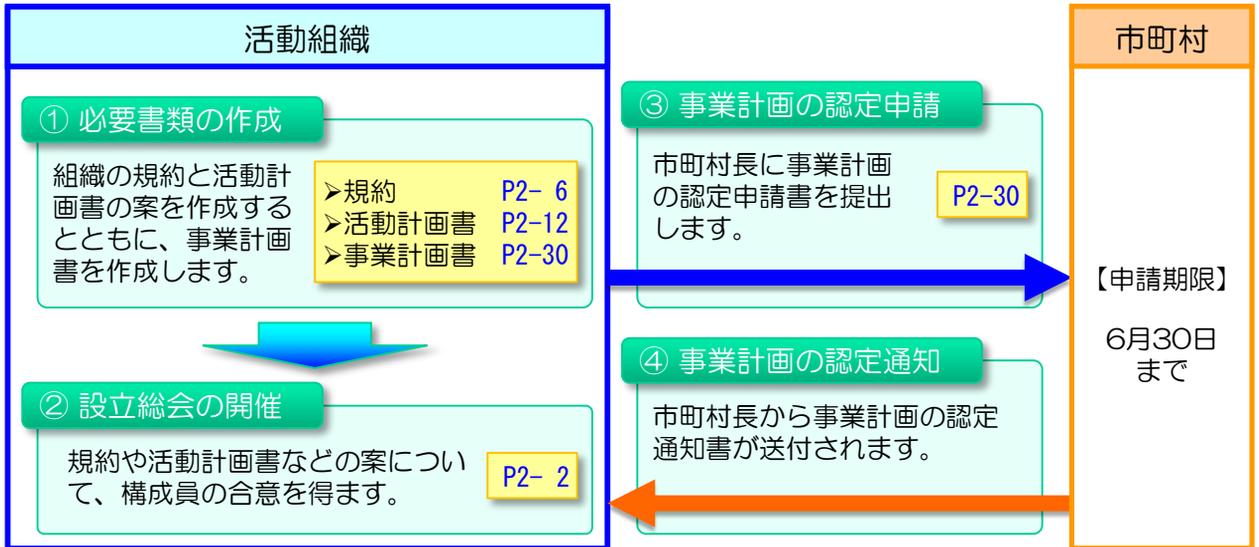
⑤ 実施状況の報告

当該年度の活動と金銭の収支をとりまとめ、実施状況報告書を作成し、市町村長に提出します。⇒P3-32
作成した書類は、交付の翌年度から5年間、必ず保管しておきます。

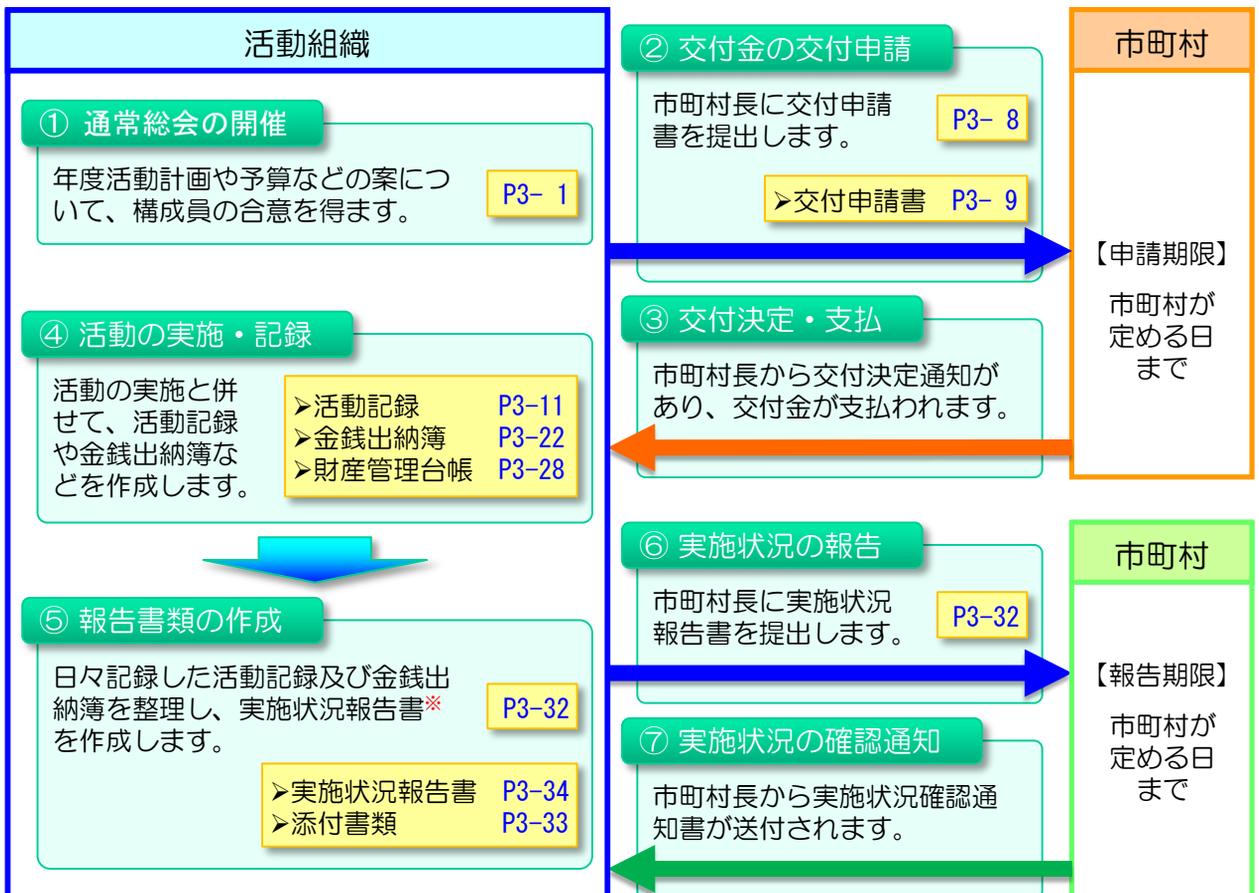
5. 必要な手続きと書類

活動の実施に当たり、必要な手続きと書類は次のとおりです。

(1) 組織の設立から事業計画の認定申請まで〔初年度のみ〕



(2) 交付金の交付申請から実施状況の報告まで〔毎年度〕



※ このほかに、交付要綱に基づく実績報告があります。

6. 活動のポイント

ポイント1

「活動計画書」に位置付けた活動に取り組むことが基本です。施設の点検及び機能診断の結果をもとに「年度活動計画」を作成し、1年を通じて活動に取り組んでください。

活動計画書に記入する活動は、県が策定した「多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）」に基づいて決定し、毎年度、年度活動計画を作成して取り組んでください。

ポイント2

実施した活動を「作業日報」に記録しておけば、「活動記録」（様式第1-6号）が簡単に作成できます。

打合せ、事務作業、総会、研修なども必ず記録しておいてください。

ポイント3

活動で金銭を支出した際には、必ず領収書をもらい、「金銭出納簿」（様式第1-7号）に記入してください。

物品購入の際には、必ず領収書をもらってください。小物を購入する場合などは、レシートでも構いませんが、購入日、品名、店舗名などがわかるように記入しておいてください。また、感熱紙のレシートは、経年すると薄れてしまうので、必ずコピーも保管しておいてください。

ポイント4

日当などを支払う場合は、受取人の受領印又はサインを必ずもらってください。

自治会などの団体として作業に参加して、一括して日当を受け取る場合は、受け取った者（代表者など）からの領収書のほか、参加者氏名、活動時間、日当単価などを整理した証拠書類が必要となります。

ポイント5

活動状況の写真は、できる限り撮影しておいてください。役員が交代する際の引継ぎや広報誌などに利用できます。

活動状況の写真は、必須ではありませんが、記録の意味からできるだけ撮影してください。なお、資源向上支払の「機能診断」（問題箇所など）や「施設の長寿命化のための活動」（施工前、施工中、完成後など）の写真は、必ず撮影してください。

ポイント6

「活動記録」や「金銭出納簿」は、年度末の実施状況報告時に必要です。活動時には、随時忘れずに記入するようにしてください。

活動記録や金銭出納簿のほか、機能診断結果記録表、年度活動計画、財産管理台帳、総会資料なども作成、保管が必要です。